

---

# 富山県の重点事業

---

ウィズ・アフター・ビヨンドコロナ時代に向けた取組みの推進について

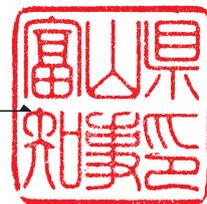


本県の行政諸施策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

つきましては、別紙重点事業について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

富山県知事 石井 隆



富山県議会議長 上田 英 俊



---

# ウィズ・アフター・ビヨンドコロナ時代に向けた 取組みの推進について

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

---

本県では、去る3月30日に県内で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、感染が急速に拡大したことから、4月17日に富山県の緊急事態措置として、県民の皆様への不要不急の外出・往来の自粛要請や県立学校の臨時休校の延長等を実施し、同月23日から商業施設等への休業要請や食事提供施設への営業時間短縮の協力要請等を行った。

その後、専門家のご意見も踏まえ、県独自に策定した「活動再開の基本方針とロードマップ」に基づき、外出自粛や休業要請等を段階的に緩和し、5月29日には「ステージ1」として、県民の皆様への夜間の不要不急の外出自粛等を解除し、感染防止対策の徹底を前提にすべての事業者への休業要請を行わないこととした。県立学校も感染防止対策を徹底し、6月1日から全面的に再開した。

しかし、現在、首都圏等を中心に再び感染が拡大し、全国への拡大が強く懸念されており、感染者数が急激に増加すれば、地域の医療体制がひっ迫し、住民の命と安全の確保に重大な脅威となることが懸念される。一方で、今回の新型コロナの脅威は、地域社会や経済に深刻な影響を与えている。

今般の新型コロナウイルス感染症問題を通じて、東京一極集中型の社会構造のリスクがあらためて明らかとなった。他方で、テレワークやオンライン会議などの取組みを進化させたデジタル・トランスフォーメーションを加速化させ、我が国の社会構造を感染症の脅威にも強くしなやかに対応でき、持続的に成長できる「地方分散型」に変え、真の地方創生を実現していくための環境が整いつつある。

このような新たな視点に立って、今後とも、ウィズ・アフター・ビヨンドコロナ時代の「新しい生活様式」の確立を図りながら、感染防止と社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

については、次の事項について各段の配慮を願いたい。

## 医療・介護等提供体制の整備、感染防止対策等

- 1 今後の感染の「第2波・第3波」に備えた医療提供体制、感染防止対策等を強化するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、内示額や目安額が実際の必要額に大きく不足していることなどから、必要額を確実に確保するとともに、地域の実情に応じ幅広く活用できるよう運用改善するなど、財政支援措置を充実すること
- 2 重症度を問わず、患者の治療にあたる全ての医療機関が、経営面での不安なく治療に専念できるよう、診療報酬の更なる増額や空床確保に係る補助単価の大幅な引き上げなど、医療機関に対する十分な財源措置を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症に限らず、未知なる感染症発生時に速やかに対応できるよう継続的な制度とすること
- 3 新型コロナウイルス感染症に限らず、感染リスクを伴う業務にあたる医療従事者に対する危険手当については、国が責任を持って十分な財源を確保し、全国の医療従事者が官民を問わず公平な取扱いとなる恒久的な制度とすること
- 4 治療にあたる医療従事者やその家族に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではなく、将来の日本の医療を担う人材の確保にも支障をきたす恐れがあることから、国において、しっかりと国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じること
- 5 入国者・帰国者に係る行動歴の把握や都道府県との連絡体制構築を図るとともに、感染の疑いのある地域からの入国者については、PCR検査結果が判明するまでの間は国の用意する施設等で待機させるなどの措置を講ずることができるよう、国において、水際対策の強化を図ること
- 6 緊急事態宣言の発令・解除や基本的対処方針の改定等にあたっては、都道府県との調整を十分に図ること
- 7 感染拡大防止のため知事が行う事業者への休業要請やその実効性を担保するための罰則、休業に伴う補填などの法的措置・制度化に向けて早急に議論を進めること
- 8 各種施設でクラスターが発生した際に、関係団体からの応援の仕組みを構築する必要があり、国においては、全国的団体との調整を含め、制度的な支援体制を構築するとともに、当該施設への支援及び対策の検証等に際し、専門的な支援の体制を拡充すること

## 9 社会福祉施設等における感染防止対策への支援

- (1) 社会福祉施設等に対する感染症対策マニュアルの作成、改定及びその周知の徹底、並びに施設職員に対する研修への支援を行うこと
- (2) 社会福祉施設等が取り組む、衛生用品の備蓄等の感染防止対策に対する報酬の加算充実などの支援を行うこと
- (3) 多床室の個室化など、社会福祉施設等が行う、感染症対策に資する施設改修への支援を充実すること

## 10 感染が発生した社会福祉施設等への支援

- (1) 医療従事者や福祉・介護職員等に対する宿泊施設の斡旋及び宿泊費助成制度を創設すること
- (2) 各全国社会福祉施設関係団体に対する応援職員派遣等のスキームの構築支援及びその働きかけを行うこと

## 11 PCR検査等の戦略的拡大

- (1) PCR検査等をより早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い、戦略的に拡大することとし、初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い調査、医療、介護・障害福祉施設の従事者等、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアなどについても検査対象に含め、国の負担による行政検査としての実施を検討すること
- (2) 国において必要な検査数及び検査体制の目標を明示し、検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、検査に必要な経費について国として支援すること

## 経済活動の回復、雇用対策の推進

### 1 デジタル・トランスフォーメーションの加速化

県内産業がデジタル技術等にスムーズに対応できるよう、情報発信や人的・財政的な支援の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ「新しい生活様式」の定着にも資するSociety5.0を実現する技術の活性化及びそれらを後押しする自治体の取組みへの支援を充実すること

### 2 中小企業・小規模企業への支援

多大な影響を受けた中小企業・小規模企業に対する経営改善・事業再生、生産性の向上、人材育成や事業承継への支援、保証制度等金融支援の充実及び下請取引適正化の推進を図ること。特に都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、地域経済を支える企業の事業継続を維持する必要があるこ

とから、無利子期間の延長や審査の簡略化など支援制度の更なる拡充を講じるとともに、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償について、財政措置を行うこと

### 3 雇用対策の推進

- (1) 本県の雇用情勢は、有効求人倍率が低下傾向にあり、解雇・雇止めが増加するなど、厳しさを増していることから、雇用の維持・確保対策を充実すること
- (2) 学生等の就職環境は、大学キャリアセンターの業務の一時停止や就職説明会の中止などにより就職活動が十分にできない状況にあることから、新規学卒者に対する就職支援の強化を図ること

### 4 観光需要の回復、観光事業者への支援

- (1) 「Go To トラベル事業」の実施にあたっては、今後とも感染状況を注視し、除外地域などを機動的に見直すとともに、当面の間、東京という大都市からの観光客の増加が望めないこと等を踏まえ、観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、国を挙げた大規模かつ積極的な観光需要創出・消費喚起策を継続的に実施すること
- (2) オリンピックの開催などを見据え、将来の観光需要の喚起に向けた、受入環境整備や磨き上げへの十分な支援を継続的に実施すること

### 5 地域公共交通への支援

- (1) 地域公共交通の維持・存続に向け、公共交通事業者に対し、感染症の影響に伴う減収分への十分な財政支援を早急に講じること
- (2) 厳しい経営に直面している公共交通事業者を支援するため、ウィズ・アフター・ビヨンドコロナ時代の新しい生活様式確立に伴う公共交通機関の利用動向も見据えた、既存補助事業の拡充及び補助要件の緩和を図ること

### 6 農林水産業への支援

- (1) 農林水産物等の消費拡大に向けた需要喚起に対する支援の拡充を図るとともに、食料の安定的な供給に向けた担い手の育成・確保、農林水産業者の経営安定対策等について十分な支援を行うこと
- (2) 労働力の不足が一層深刻化することが懸念される中、スマート農業の推進や、機械・施設整備への支援を積極的に行うとともに、農業農村整備事業による生産基盤の強化を実現するための予算を十分に確保すること

## 7 感染拡大の防止と社会経済活動の段階的引上げ

社会経済活動の段階的引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること

### 地方分散型社会の実現、働き方・暮らし方改革

#### ○ 地方への移住促進、多様な働き方の推進

- 1 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地方大学の定員増など地域の特色・ニーズ等を踏まえた大胆な大学改革に取り組むこと
- 2 在宅勤務や地方に設置するサテライトオフィスを活用した多様な働き方の推進を図ること
- 3 感染症拡大を契機としたテレワークの拡大を踏まえ、地方への移住促進に向けたキャンペーンを実施すること
- 4 遊休公共施設や空き家を活用したテレワークを実施するためのサテライトオフィスの整備に向けた支援を行うこと
- 5 庁内テレワーク環境の整備・拡充や庁内LANネットワーク再構築に対する財政的、技術的支援を行うこと

### 学校教育活動、児童生徒への支援等

#### 1 授業の履修等への対応

児童生徒の学習の遅れに対応するとともに、教員が授業に専念できる体制を整えるため、学習指導員やスクール・サポート・スタッフ等の更なる追加配置などの支援を行うこと

#### 2 教員免許取得予定者等への配慮

学校の臨時休業の長期化による教育実習の履習や教員免許更新講習の受講が困難な状況を踏まえた、教員免許取得予定者及び更新予定者に対する単位認定等の更なる弾力的な運用を実施すること

### 3 教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等

再度の感染拡大による緊急事態宣言やその解除等による「学校の再開」がなされた場合においても、学力格差が生じないように、教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等について検討すること。特に臨時休業の長期化に伴う学習到達度の遅れを踏まえ、年内に実施予定の総合型選抜や学校推薦型選抜の日程や選考方法について、弾力的に対応するよう、大学設置者に働きかけを行うこと

### 4 オンライン教育への対応

(1) 休校等の緊急時においても学ぶ機会を保障し、児童生徒一人ひとりの能力や特性に応じた学びに活用できるよう、双方向型オンライン指導等の実現に向け教職員のICTスキル向上に関する支援を行うこと。また、教職員への技術的な支援を行うICT支援員等の配置に関する財政支援及びICT関連機器の更新や維持に係る財政支援をより一層進めること

(2) 今後、学習ツールとしてタブレットの効果的な活用が有効になることから、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想を早期に高等学校にも拡充するための財政支援を行うこと

また、すべての家庭におけるオンライン学習環境を整備するため、通信料の支援やWi-Fi環境整備のための措置を取ること

### 5 児童生徒の家計の支援

今後、経済状況に大きな影響を与えることが想定されるため、小・中学校等の児童生徒に対する就学援助事業や特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励事業及び高等学校の生徒に対する就学支援金や奨学給付金について、家計急変も考慮した支給要件の緩和や単価の増額を含め十分な財源措置を行い、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会が奪われることがないように対策を行うこと

また、対象者が増加した場合、地方に財政負担を強いることがないように必要な財源を措置すること

### 6 学校給食関連事業者への支援

安定した給食を提供するため、第二波による長期の臨時休校に伴い影響を受ける学校給食関連事業者に対する損失補償について、十分な財政措置を講じること

## 地方税財源の確保・充実

### 1 地方税財政措置等

- (1) 今後の感染拡大に備えた医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢や「第二波」への対応等に即して、予備費の充当も含め、さらなる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額や基金への積み立て要件弾力化をはじめ、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応すること
- (2) これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも想定を超える大きな減収が生じることが懸念されるため、少なくとも、今回の感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すること

- ### 2 感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災事業など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること

